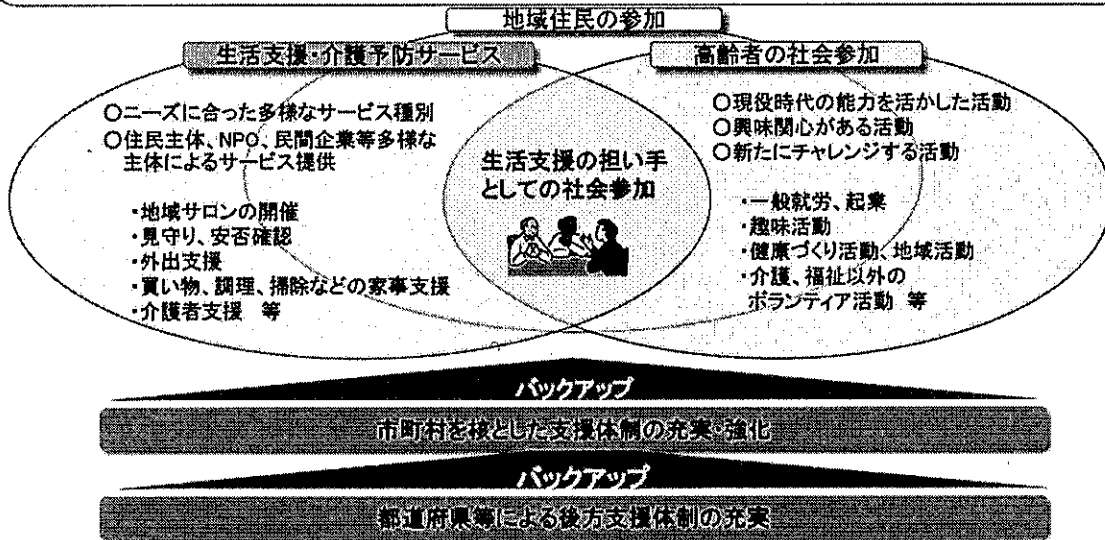


事業名	<p>平成27年度地域包括ケアに資する</p> <p>地域リハビリテーション専門職認定研修事業</p>
事業の概要	<p>地域包括ケアシステムの構築に向け、地域リハビリテーション活動を推進することが可能な理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を養成するための教育研修を実施する。</p>
現状・課題	<p>平成27年度から始まる介護保険法では、高齢者への介護予防の推進が示されており、リハビリテーション専門職を活かした自立支援に資する取り組みの推進が求められている。</p> <p>具体的には、「地域ケア会議」における助言や「新しい介護予防事業」への参画等がある。</p> <p>医療機関での勤務が大半である理学療法士・作業療法士・言語聴覚士にとっても、法改正によりこれまでの病院中心のリハから地域におけるリハ技能の習得が求められている。</p>
事業の内容	<p>新しい介護予防から生活機能に関連する評価技能を高め、地域ケア会議等の市町・地域包括支援センターが実施する会議において、住民の方々への生活支援に活かすことができる助言等を行える理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を養成する。</p> <p>対象：長崎県内の医療・介護分野の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 内容：市町事業に効果的に関わることができる地域リハビリテーション専門職を育成するためのカリキュラム（老人保健健康増進事業「日本リハビリテーション病院・施設協会による調査研究事業作成」）に準じ、2日間のコースを設定。</p>
事業の効果	<p>研修を通して、地域で活躍できる理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を育成することで、①介護職員等への助言等を実施することで通所や訪問における自立支援に資する取り組みを促すことができる②地域ケア会議等へ参加することで自立支援のプロセスを参加者全員で共有し、個々人の介護予防マネジメント力の向上に繋がる。</p>

事業名	平成27年度生活支援コーディネーター養成研修事業
事業の概要	地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手となる「生活支援コーディネーター」の役割等の理解とその後の実践のため、市町職員および市町社会福祉協議会職員、生活支援コーディネーター（ボランティア等）候補者を対象に研修を実施する。
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加しており、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体により生活支援サービスを提供する体制が必要。 ・高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことで生きがいや介護予防に繋がる。 ・生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置等が介護保険法の地域支援事業に位置づけられた。
事業の内容	<p>(27年度)</p> <p>対 象：市町及び市町社協職員、生活支援コーディネーター候補者 内 容：対象者が、「生活支援コーディネーター」及び「協議体」の設置に期待される機能と役割を理解するための研修を実施。 開催場所：諫早地区、佐世保地区、五島地区、対馬地区の4会場</p> <p>(28年度)</p> <p>対 象：生活支援コーディネーター候補者 内 容：地域資源の開発やそのネットワーク化等を行う「生活支援コーディネーター」を養成するための研修を実施。</p>
事業の効果	<p>①住民主体、NPO、民間企業等の様々な主体によるサービス提供（見守り、安否確認、外出支援、買い物、調理、掃除などの家事援助等）が可能となる。</p> <p>②高齢者が高齢者を支える仕組みづくりが可能であり、社会参加・社会的役割を持つことで生きがいや介護予防に繋がる。</p>

生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

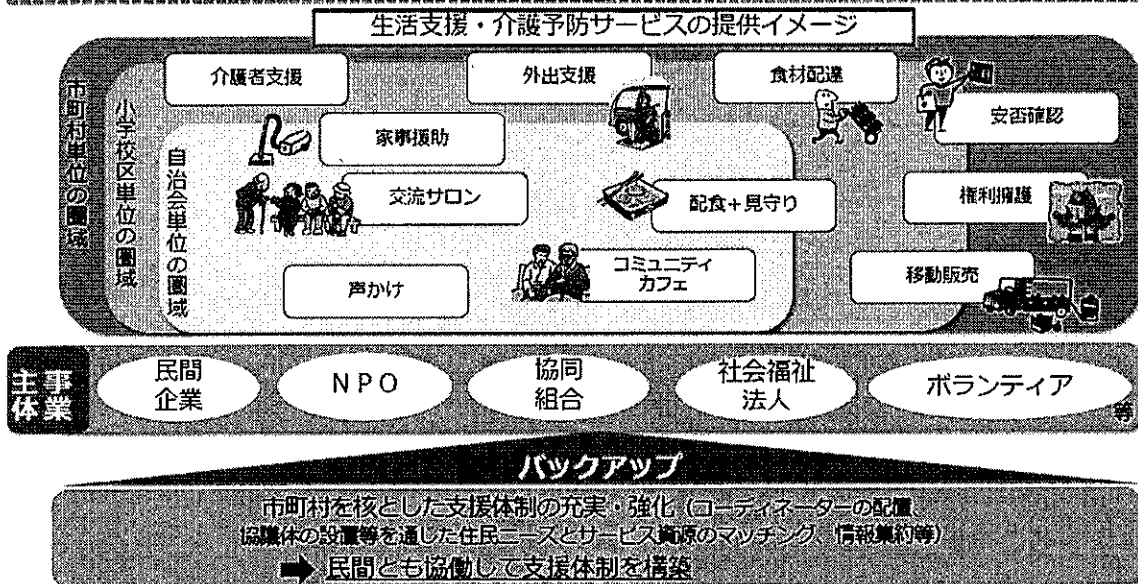
- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



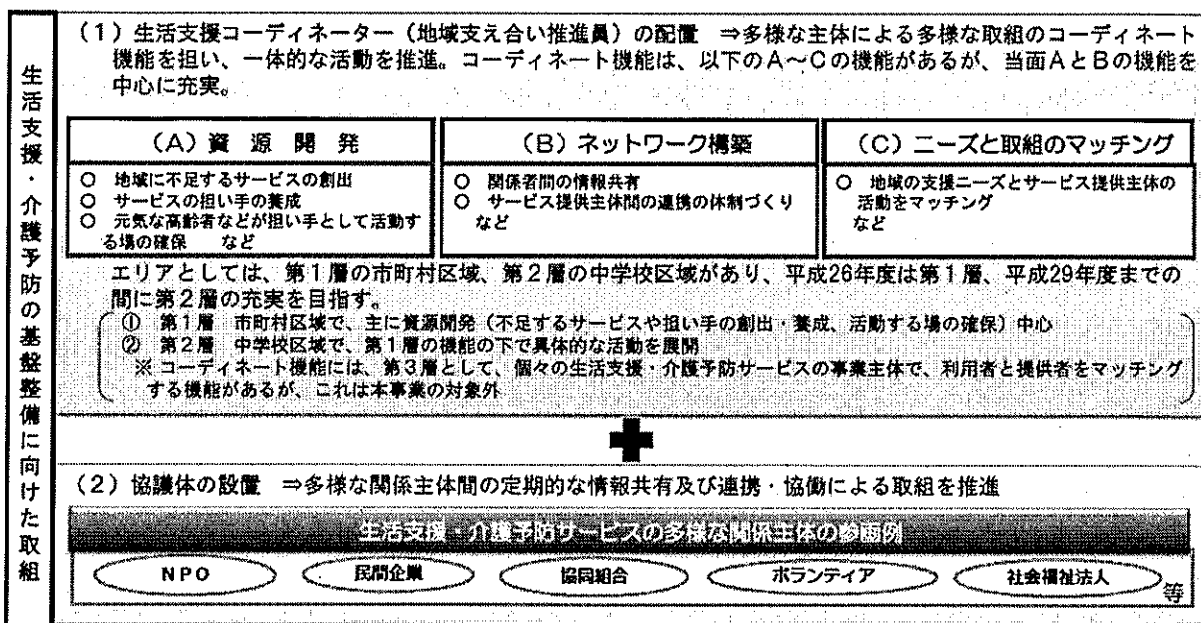
多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

○ 高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援

- ▶ 介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ▶ 「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援



生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割



※1 これらの取組については、平成26年度予算においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。

※2 コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

コーディネーターの養成について(イメージ)

(1) コーディネーターの確保に向けた考え方

- 市町村におけるコーディネーターの確保にあたっては、全国的な活動水準の確保や計画的な育成の必要性を踏まえ、国において、研修カリキュラム・テキストの開発や広域的な範囲での養成研修の実施等を通じて、市町村等の取組を支援する。
- コーディネーターは、養成研修を受講した者が望ましいが、必ずしも研修受講を要件とするものではなく、コーディネーター就任後に養成研修を受講することも可能とする。

(2) コーディネーターの養成イメージ

<①. 各主体の役割>

- 国：研修カリキュラム・テキストの開発、中央研修の実施・運営
- 都道府県：中央研修の受講者の推薦、都道府県単位の研修を実施
- 市町村：都道府県研修の受講者の推薦、研修受講者を活用したコーディネーターの配置

<②. 研修体系>

- 中央研修（平成26～27年度）：全国から受講者（都道府県からの推薦）を集め、都道府県研修における講師を養成するための研修を実施
- 都道府県研修（平成27～29年度）：主に中央研修受講者が講師となり、各都道府県において地域医療介護総合確保基金を活用してコーディネーター養成のための研修を実施

<③. 研修の受講要件>

- 地域のニーズを踏まえたボランティア養成、サロンの立ち上げ等地域資源開発の実績がある者が望ましい。
- 既に地域でコーディネート業務を担っている者が受講することを想定し、資格要件等は設けない。